

記者発表資料

平成22年 7月30日
東北地方整備局

国土交通大臣が優れた地域づくり活動を表彰する 第25回「手づくり郷土賞」の募集を開始します ～魅力あふれる地域活動のご応募をお待ちしております～

募集対象

社会資本を管理する地方公共団体、または社会資本を有効活用し地域づくり等に取り組む団体

東北地方における近年の受賞実績（一般部門）

福島県桑折町 「奥州街道 羽州街道 追分」(H19)
宮城県東松島市 「野蒜築港跡を活用した地域活動」(H20)
福島県福島市 「歴史といで湯の“いいざか温泉”まちづくり活動」(H21)

これらは、地域の資源と社会資本を有効活用し、活動しています。受賞団体からは、受賞により「地域づくり活動が活発になった」「より多くの人々が参加するようになった」などのコメントを頂いており、地域づくり活動の更なる飛躍のきっかけやアピールポイントにさせていただいております。

募集要領

別添資料の通りです。なお、募集スケジュールは以下の通りです。

- ・平成22年 7月30日（金） 募集開始
- ・平成22年 9月24日（金） 募集締め切り
- ・平成22年11月 選定委員会による選定
- ・平成22年12月 結果の公表
- ・平成22年12月以降 認定証授与式

添付資料

- ・資料1 「手づくり郷土賞」応募要領
- ・資料2 平成22年度「手づくり郷土賞」募集パンフレット
- ・資料3 平成21年度の選定箇所について

発表記者會：宮城県政記者會・東北電力記者會・東北専門記者會

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 代表 022-225-2171
企画部 企画課長 依田 秀則（内線3151）
企画課 建設専門官 今野 裕美（内線3156）

平成22年度「手づくり^{ふるさと}郷土賞」応募要領

国土交通省

1. 「手づくり^{ふるさと}郷土賞」とは

全国各地において、その地域固有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な資源として再認識し積極的に活用した、魅力ある地域づくりの成功例が多く見受けられます。

このような地域の魅力や個性を創出している、良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘・評価し、「手づくり^{ふるさと}郷土賞」として表彰することにより、好事例を広く紹介し、個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が進むことを目指しています。

「手づくり^{ふるさと}郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成22年度で25回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

2. 表彰内容

地域の魅力を創出している、良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動を一体的に表彰する「手づくり^{ふるさと}郷土賞（一般部門）」、これまでに受賞したもののうち、なお一層の活動の充実が行われるなど地域づくりに貢献しているものを表彰する「手づくり^{ふるさと}郷土賞（大賞部門）」の2部門にて実施します。

なお、受賞した成果については、応募団体に認定証が授与されます。また、選定された好事例は、ホームページなどを通じて広く全国に紹介する予定です。

3. 応募について

1) 応募団体

社会資本を管理する地方公共団体（都道府県、市区町村）、又は社会資本を有効活用し地域づくり等に取り組む活動団体が、単体もしくは共同で応募するものとします。

2) 応募部門

手づくり郷土賞（一般部門）は、地域の魅力や個性を創出している、社会資本及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果（以下、単に「成果」という）を対象とします。

手づくり郷土賞（大賞部門）は、これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果（たとえば、これまでに受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含み内容が更に充実している成果、これまでに受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を核とした周辺エリアを含む成果など）を対象とします。

3) 応募方法

応募資料（応募用紙、参考資料及び自己PR映像）を、募集期間内に提出してください。なお、提出先は「6. 問い合わせ先」へ確認願います。

応募用紙は、国土交通省ホームページよりダウンロードできます。ご利用ください。

URL: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/entry/index.html>

4) 応募対象外となるもの

次の事項に該当する場合には、手づくり郷土賞の対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 社会資本の整備、維持管理、利活用等と関わりが認められない活動
- ② 行政機関が主導している活動
- ③ 活動期間が3年未満の活動（※活動期間は、組織の立ち上げや会議開催等ではなく、成果に直結する実質的な活動開始からカウント）
- ④ 地域社会、地域住民への貢献が認められない活動
- ⑤ これまでに、全国規模で行われている同様趣旨の他の表彰を受けている場合は、当時の表彰内容と今回の応募内容が同一のもの（内容の発展が認められれば可）

5) スケジュール（予定）

募集開始 (平成22年 7月30日)

募集締め切り (平成22年 9月24日)

応募資料は各地方整備局等にて応募要件のチェックを行った後、国土交通本省へ提出されます。
応募の対象とならないものがあつた場合は、その旨応募団体へ通知いたします。

選定委員会による選定 (平成22年11月)

選定結果の公表 (平成22年12月)

認定証授与式 (平成22年12月以降)

4. 選定について

1) 選定の流れ

応募資料をもとに、学識者等からなる「手づくり郷土賞」選定委員会による厳正な審査を行います。

2) 選定対象

次の要件を満たすものが「手づくり郷土賞」として選定されます。

【手づくり郷土賞（一般部門）】

次の①及び②の要件を満たし、他の地域のモデルとなり得るもの。

- ① 地域の自然的・社会的条件等を踏まえた創意・工夫のもと、社会資本が整備・維持管理・利活用等されていること。
(例えば、評価するイメージは以下のとおり。
 - ・ 里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
 - ・ 点在する自然・歴史・文化空間をネットワーク化した、回遊ルートが形成されている。
 - ・ 地域の歴史文化を継承する場として、街並みが保全・利活用されている。
 - ・ 世代間の交流を促進するよう、使い勝手を考慮した工夫が凝らされている。
 - ・ 社会資本自身が地域資源として定着し利活用されている。
 - ・ 地域のシンボルとなる施設や歴史・文化・特産物などを核とした賑わい創出が地域活動により図られている。 など)
- ② 社会資本を有効活用し、地域の魅力の向上のための創意・工夫が行われており、

公益性を有すること。

(例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・コミュニティの育成、交流空間を創造している。
- ・郷土愛の醸成、環境や景観の次世代への継承を目指している。
- ・身近な社会基盤を見つめ直し、活かし、豊かな暮らしにつなげている。
- ・地域づくりの起爆剤になっている。住民と行政の連携を促している。
- ・計画的な事業実施のための資金獲得の工夫が行われ、住民が主体となって関係者を巻き込んだ活動となっている。 など)

【手づくり郷土賞^{ふるさと}（大賞部門）】

「手づくり郷土賞^{ふるさと}」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、個性的で魅力的な地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るもの。

(例えば、評価するイメージは以下のとおり。

- ・地域づくりの成功事例の継続的な展開・進展により、新たな好事例を生んでいる。
- ・地域資源の地道な継承活動や新たな試みの付加により、地域の魅力が観光資源として認められ定着している。
- ・整備をきっかけに生まれた住民の交流が、住民主体によるまちづくりの気運を高め、行政協働のまちづくりに発展している。
- ・地域づくり活動が新たな産業を創出するなど地域振興へ寄与している。 など)

3) 選定のポイント

審査を行う上での選定のポイントは以下のとおりです。

- ①社会資本の整備・維持管理・利活用にあたっての創意・工夫
(地域特性を踏まえた整備・維持管理上の工夫、地域資源としての育成・活用 等)
 - ②地域活動における創意・工夫、取組の獨創性
(新しい発想、住民自ら考え工夫を凝らした取組 等)
 - ③地域づくりへの成果及び波及効果
(地域への思いに富んだ取組、地域づくりの枠を越えた効果 等)
 - ④今後の活動の継続性・発展性
(住民が長く活動が続けられる仕組み、周囲を広く巻き込む工夫 等)
 - ⑤他の参考となるような先進性・先導性
 - ⑥その他 (上記以外の特に優れた内容)
- 上記に加え、大賞部門においては以下のポイントも重視します。
- ⑦社会資本の地域への定着状況
(地域のシンボルとして広く認識されている、多くの地域住民が日常的に活用 等)
 - ⑧活動の継続状況
(規模を広げながら着実に継続している 等)
 - ⑨活動の発展状況
(新たな取組を創出している、他地域へ波及している 等)

4) 表彰

選定された成果については、各地方整備局等を通じて認定証の授与を応募団体に対して行う予定です。

5. その他応募にあたっての留意事項

- 応募資料提出後、担当窓口等から内容の問合せを行う場合がございます。
- 応募資料は原則返却いたしません。返却が必要な資料については、その旨明記下さい。
- 添付する写真について
 - ・写真は評価の上で非常に重要な判断材料となります。応募資料に写真を添付される場合には、写真貼付箇所に強調したい点のコメントを載せて下さい。その際、「手づくり郷土賞」の趣旨に鑑み、なるべく無人の写真ではなく利活用状況が分かる写真を添付して下さい。
 - ・写真の内容については、第三者の肖像権、プライバシー等を侵害することのないよう十分気をつけて下さい。また、選定された場合は、受賞団体の公表時や、冊子、ホームページ等の受賞団体紹介等で使用することがありますこと、事前にご了承願います。

6. 問い合わせ先（担当窓口）

（事務局）

国土交通省 総合政策局 事業総括調整官室 事業調整第三係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL：03-5253-8111

（各地方窓口）

北海道開発局 開発監理部 開発調整課

〒060-8511 札幌市北区北八条西2丁目 TEL：011-709-2311

東北地方整備局 企画部 企画課 地方計画第一係

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 TEL：022-225-2171

関東地方整備局 企画部 企画課 環境係

〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-1329

北陸地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係

〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 TEL：025-370-6687

中部地方整備局 企画部 広域計画課 計画調整係

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 TEL：052-953-8129

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業調整係

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL：06-6942-1141

中国地方整備局 企画部 広域計画課 地方計画係

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 TEL：082-511-6120

四国地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係

〒760-8554 高松市サンポート3-33 TEL：087-811-8309

九州地方整備局 企画部 企画課 事業調整・連携係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL：092-471-6331

沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 事業調整係

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-1908

平成22年度

「手づくり郷土賞」募集

ふるさと

募集期間：
平成22年7月30日～9月24日

主催：国土交通省



地域の魅力や個性を創出している、 良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動による 郷土づくりの取組を募集します！

全国各地において、その地域固有の自然や歴史、伝統、文化や地場産業等を貴重な資源として再認識し積極的に利活用した、魅力ある地域づくりの成功例が多く見受けられます。

このような地域の魅力や個性を創出している、良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘・評価し、「手づくり郷土賞」として表彰することにより、好事例を広く全国に紹介し、個性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が進むことを目指しています。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成22年度で25回目の開催となる国土交通大臣表彰です。

部門

手づくり郷土賞(一般部門)

手づくり郷土賞(大賞部門)

募集対象

地域の魅力を創出している、社会資本及びそれと関わりがある優れた地域活動が一体となった成果

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果
(たとえば、これまでに受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含み内容が更に充実している成果、これまでに受賞した社会資本又は社会資本と関わりのある活動を核とした周辺エリアを含む成果など)

選定のポイント

手づくり郷土賞の選考は、以下の視点に着目して行われます。

- ① 社会資本の整備・維持管理・利活用にあたっての創意・工夫
(地域特性を踏まえた整備・維持管理上の工夫、地域資源としての育成・活用等)
- ② 地域活動における創意・工夫、取組の独創性
(新しい発想、住民自ら考え工夫を凝らした取組等)
- ③ 地域づくりへの成果及び波及効果
(地域への思いに富んだ取組、地域づくりの枠を越えた効果等)
- ④ 今後の活動の継続性・発展性
(住民が長く活動を続けられる仕組み、周囲を広く巻き込む工夫等)
- ⑤ 他の参考となるような先進性・先導性
- ⑥ その他(上記以外の特に優れた内容)

- ① 社会資本の整備・維持管理・利活用にあたっての創意・工夫
(地域特性を踏まえた整備・維持管理上の工夫、地域資源としての育成・活用等)
- ② 地域活動における創意・工夫、取組の独創性
(新しい発想、住民自ら考え工夫を凝らした取組等)
- ③ 地域づくりへの成果及び波及効果
(地域への思いに富んだ取組、地域づくりの枠を越えた効果等)
- ④ 今後の活動の継続性・発展性
(住民が長く活動を続けられる仕組み、周囲を広く巻き込む工夫等)
- ⑤ 他の参考となるような先進性・先導性
- ⑥ その他(上記以外の特に優れた内容)
- ⑦ 社会資本の地域への定着状況
(地域のシンボルとして広く認識されている、多くの地域住民が日常的に活用等)
- ⑧ 活動の継続状況
(規模を広げながら着実に継続している等)
- ⑨ 活動の発展状況
(新たな取組を創出している、他地域へ波及している等)

応募団体

社会資本を管理する地方公共団体(都道府県、市区町村)、又は社会資本を有効活用し地域づくり等に取り組む活動団体が、単体もしくは共同で応募することができます。

平成22年7月30日
募集開始

平成22年9月24日
募集締め切り

平成22年11月
選定委員会
開催

平成22年12月～
選定結果の発表
認定証授与式

応募について

■提出いただくもの（応募資料）

- ① 応募用紙及び参考資料 と その電子データ
- ② 自己PR映像（動画、音声付きパワーポイントもしくは静止画スライドショー）

※応募要領及び応募用紙については、国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。
(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/te dukuri/what_furusato/what_furusato.html)

■応募方法

応募資料を、募集期間内に提出してください。なお、提出先は各地方の担当窓口において設定しますので、問い合わせ先（担当窓口）までご確認ください。

提出された応募資料は各地方整備局等にて取りまとめの後、国土交通本省に提出されます。

「手づくり郷土賞」の対象とならないものがあつた場合は、各地方整備局等より、その旨通知いたします。

審査及び表彰

応募資料をもとに、学識者等からなる「手づくり郷土賞」選定委員会により審査を行います。
選定された成果については、応募団体に認定証が授与されます。また、選定された好事例は、ホームページなどを通じて、広く全国に紹介する予定です。

応募対象外となるもの

次の事項に該当するものは、手づくり郷土賞の対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 社会資本の整備、維持管理、利活用等と関わりが認められない活動
- ② 行政機関が主導している活動
- ③ 活動期間が3年未満の活動（※活動期間は、組織の立ち上げや会議開催等ではなく、成果に直結する実質的な活動開始からカウント）
- ④ 地域社会、地域住民への貢献が認められない活動
- ⑤ これまでに、全国規模で行われている同様主旨の他の表彰を受けている場合は、当時の表彰内容と今回の応募内容が同一のもの（内容の発展が認められれば可）

「手づくり郷土賞」各地方整備局等 問い合わせ先（担当窓口）

北海道開発局 開発監理部 開発調整課	TEL：011-709-2311	札幌市北区北八条西2丁目
東北地方整備局 企画部 企画課	TEL：022-225-2171	仙台市青葉区二日町9-15
関東地方整備局 企画部 企画課	TEL：048-600-1329	さいたま市中央区新都心2-1
北陸地方整備局 企画部 広域計画課	TEL：025-370-6687	新潟市中央区美咲町1-1-1
中部地方整備局 企画部 広域計画課	TEL：052-953-8129	名古屋市中区三の丸2-5-1
近畿地方整備局 企画部 企画課	TEL：06-6942-1141	大阪市中央区大手前1-5-44
中国地方整備局 企画部 広域計画課	TEL：082-511-6120	広島市中区上八丁堀6-30
四国地方整備局 企画部 広域計画課	TEL：087-811-8309	高松市サンポート3-33
九州地方整備局 企画部 企画課	TEL：092-471-6331	福岡市博多区博多駅東2-10-7
沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課	TEL：098-866-1908	那覇市おもろまち2-1-1

平成21年度(第24回)の受賞事例

一般部門

国登録有形文化財旧上藻別駅通所

(北海道・紋別市)

駅通所とは、北海道の開拓時代に物資や郵便物を扱いながら馬と共に宿泊出来る交通の拠点です。大正15年に建設された駅通所を当時の姿に復元し、鴻之舞鉱山の歴史を保存する資料館として後世に語り継ぐと平成16年に地元有志5人で「上藻別駅通所保存会」を立ち上げました。復元に当たって、会の熱い思いが地域住民の共感を呼び、初期からボランティア参加が広がり、翌年には歴史博物館として開館、以来1万6千人を超える入館者があります。また、この他の周辺施設も手づくりで復元・整備し、中学生の総合学習、ツアーコース、韓国映画のロケ地になるなど地域交流・歴史の伝承活動の場となっています。



未来へつなぐ清水と緑の郷づくり

(滋賀県・高島市)

高島市川島地区は、安曇川の清流や豊富な地下水に恵まれた地域であり、その地域資源を活かし、「清水と緑の郷づくり」をテーマに、清らかな水の流れと人々が憩える水辺空間の創造を目指す取り組みを行っています。

川島区自治会では1戸あたり1,000円/月の特別事業基金を創設し、行政と協働で桜並木の植樹や竹林公園の整備などの景観整備を行い、整備された施設については、住民主体で維持管理、利活用を継続して行っており、住民が地域に愛着をもてる魅力ある地域づくりに取り組んでいます。



回船問屋群のある街並み 富山市岩瀬のまちづくり

(富山県・富山市)

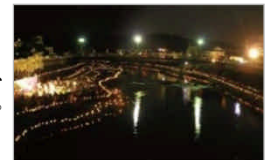
港町として栄えた岩瀬地区は国指定重要文化財(森家)をはじめ、回船問屋が多く残る歴史的風情あるエリアでしたが、近年は老朽化、生活様式の変化に伴う建替え改修によりその景観は失われ、賑わいもなくなりつつありました。危機感をもった地元住民は、平成11年に「岩瀬大町新川町通り街並整備推進協議会」を設立し、修景整備方針を富山市へ提出し、市はそれに沿えるかたちで平成14年度から舗装、街灯、サイン、無電柱化、建築物の修景を行いました。修景整備の結果、観光客が整備前の約3倍に増加し、住民の観光案内ボランティア活動につながり、賑わいを取り戻しています。



「水郷ひた」観光に寄与した花月川の川づくり(千年あかり)

(大分県・日田市)

日田市豆田地区を流れる花月川の河川整備は、観光に寄与する川づくりが望まれていたため、計画の段階で行政、地域住民等からなる豆田地区川づくり懇談会を設立し、官民一体となり川づくりに取り組みました。「千年あかり実行委員会」では平成17年に河川整備の完成を祝う竹灯籠を実施したところ、観光客や地元から好評を博したことから、同年より「千年あかり」として毎年実施し、今では毎年14万人の人々が訪れる日田の風物詩となっています。祭りは、豆田町の人々や企業、市民団体など5,000名を超えるボランティアの人々に支えられており、河川愛護の啓発や「水郷ひた」への郷土愛にも繋がっています。



大賞部門

花と1万人の会「ちょっと素敵なまちづくり」

(茨城県・下妻市)

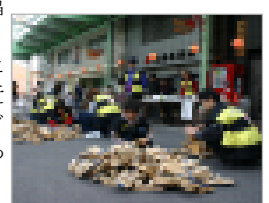
「花と1万人の会」は鬼怒川の河川敷に美しい花を咲かせることにより、魅力的で潤いのあるまちづくりを目指した住民主体の活動を展開しています。毎年春におこなわれる「花とふれあいまつり」は、今年で18回目の開催で、県内外から多くの来訪者があり、年間利用者はそのほかのイベント時を含め3万人に達するなど、地域ふれあい交流点・観光の名所として定着しています。また、まつりの中で絵はがきや花の種類などをセットにした「花の株券」を販売し、イベント・花畑整備の活動資金とするなど創意工夫をしております。平成14年の受賞以降、鬼怒フラワーラインの通年管理を行う協定を鬼怒川で初めて締結する等、環境美化・河川環境の保全にさらに力を入れて活動しています。



水木しげるロード

(鳥取県・境港市)

妖怪をテーマにした水木しげるロードは、平成9年に受賞以来着実に観光客数を増やし、受賞当時40万人程度の観光客数が今や170万人を上回るほどになっています。その間妖怪ブロンズ像の増設や妖怪の泉、水木しげる記念館の建設などインフラ整備も進んでいます。「水木しげるロード振興会」は、平成10年よりそれまで行政主体で実施されていたブロンズ像の清掃や大幅に増えた観光客のための駐車場や店舗トイレ貸出等の対策、ブロンズ像の盗難・いたずら防止の巡回を実施してきており、最近では、ゲタ積み大会やゲタ飛ばし大会などのイベントも開催し、ロードの発展や賑わいを下支えています。



※これまでの全ての受賞箇所の概要は、手づくり郷土賞ホームページ (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/former_list/former_list.html) で見る事が出来ます。

ふるさと
「手づくり郷土賞」事務局 国土交通省 総合政策局 事業総括調整官室

東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL:03-5253-8111(代表) <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/teдукuri/index.html>

平成21年度の選定箇所について

歴史といで湯の“いいざか温泉”まちづくり活動(福島県福島市)

平成21年度は、一般部門において歴史といで湯の“いいざか温泉”まちづくり活動(飯坂町周辺地域づくり協議会)が「手づくり郷土賞」に認定されました。

＜飯坂温泉の概要と地域活動の内容＞

飯坂地区は、摺上川の流れを中央に60軒もの旅館が立ち並んでおり、元禄2年(1689年)には奥の細道の途中で俳聖・松尾芭蕉が湯につかたと伝えられる歴史ある歓楽温泉街です。温泉街には古くから地元客に親しまれている共同浴場や足湯が点在しており、湯めぐりが楽しめるほか、近郊には果樹園が数多くあり、四季を通じて果物王国福島の味覚を楽しむこともできます。昭和の全盛期には年間約178万人もの観光客が訪れましたが、旅行ニーズの変化などにより、近年は100万人を割っているのが現状であり、廃業する旅館も多く廃屋が目につくようになりました。

温泉街全体の衰退が続くなか、平成14年度から福島市の「街なか整備事業」が行われ、ポケットパーク「鱒湖公園」の新設や、石畳風の道路の美装化、街灯の統一などが行われ、雑然とした温泉街の路地が、下駄の音が心地よく響く、そぞろ歩きに適した通りに生まれ変わりました。

芭蕉像のまわりに花を植えています。



土木遺産「十綱橋」越しに望む温泉街



きれいに舗装された通り



「街なか整備事業」の実施を受け、温泉地の活力を取り戻すため、町内会や温泉旅館組合などで構成される「飯坂町周辺地域づくり協議会」では、「にぎわい」と「もてなし」のまちを目指し、整備された温泉街において花の植栽活動を行い、廃業した旅館の前に花壇やベンチを備えた「ひと休み処」を設け、地域住民と観光客の交流の場を提供し、賑わいを創出しています。

最初はわずか数人の有志から始まった花の植栽は、温泉街の衰退を嘆く地域住民に「地域で何とかしなければならない」という意識の変化をもたらし、一般の住民にとどまらず、旅館の女将さんたちを始めとする様々な職種の団体を巻き込んだ活動に広がりました。また、定期的に配付している協議会ニュースを通じて、自宅や店舗を街並みに配慮した外観へ自主的に改装する人が増えてきているなど、地域一丸となったまちづくりに発展しています。

廃業し放置された旅館の前に、許可を取って「ひと休み処」を設けています。

現地で行われた認定証の伝達式では、東北地方整備局長から活動団体の代表者に国土交通大臣の認定証が手渡され、新聞やテレビでも大きく取り上げられました。

